

平成 21 年 12 月 17 日

「あしぎん緊急支援資金（ファイブサポート）」の取扱開始について

足利銀行（頭取 藤沢 智）は、金融円滑化の一環として、「緊急保証制度（セーフティネット保証 5 号認定）」の利用要件に該当されるお客さまを対象とした「あしぎん緊急支援資金（ファイブサポート）」の取扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「あしぎん緊急支援資金（ファイブサポート）」の概要

対 象	次の要件を満たす中小事業者 「緊急保証制度（セーフティネット保証 5 号認定）」の規定にもとづき 市町村の認定を受けたお客さま。
資金 使 途	運転・設備資金 ※既存信用保証協会付融資（責任共有制度対象外の融資）の借換も可能です。
利 用 金 額	280 百万円以内 ※ただし、既存のセーフティネット保証の残高と合算での取扱いとなります。
融 資 期 間	10 年以内（据置期間 2 年以内）
金 利	変動金利・固定金利
保 証 料 率	年 0.8% ※左記料率から割引を受けられる場合があります。

2. 「緊急保証制度」の対象要件

◇特定指定業種（793 業種）に属する事業を行なっており、以下のいずれかの要件に該当する中小企業者で、市町村の認定（セーフティネット保証 5 号認定）を受けた方 （イ）最近 3 ヶ月間の平均売上高等が前年同期と比べて 3%以上減少していること。 （ロ）製品原価等のうち 20%を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。 （ハ）最近 3 ヶ月間（算出困難な場合は直近期とその前期の決算書）の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期と比べて 3%以上減少していること。 （ニ）新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係わる影響を受けた後、最近 1 ヶ月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「売上高」という）が前年同月に比べて 3%以上減少しており、かつ、その後 2 ヶ月間を含む 3 ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて 3%以上減少することが見込まれること。

3. 取扱期間

平成 21 年 12 月 17 日(木)～平成 22 年 3 月 31 日(水)

以 上